

○金沢大学附属図書館規程

平成16年4月1日

規程第144号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第11条第3項の規定に基づき、金沢大学附属図書館(以下「図書館」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、主として金沢大学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者にも必要な学術情報を提供することを目的とする。

(図書館資料)

第3条 前条の図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 雑誌，新聞等逐次刊行物
- (3) 記録類
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他図書館資料として適当と認めるもの

(分館)

第4条 金沢大学学則第11条第2項の規定により附属図書館に置かれる分館は、医学系分館とする。

2 医学系分館は、医学図書館と称する。

(館長，副館長及び分館長)

第5条 図書館に館長及び副館長を、分館に分館長を置く。

2 副館長は、館長が選考する。

3 分館長の選考は、別に定める。

(職務)

第6条 館長は、館務を掌理する。

2 副館長は、図書館の館務につき館長を補佐し、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 分館長は、当該分館の館務を掌理する。

(図書館委員会)

第7条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館委員会を置く。

2 図書館委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営及び業務に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。